

島本町障害者施策推進協議会 要点録

(令和5年8月8日作成)

1	会議の名称	令和5年度第1回・島本町障害者施策推進協議会		
2	会議の開催日時	令和5年8月1日(火) 午後2時15分～3時45分		
3	会議の開催場所	島本町役場3階 委員会室	公開の可否	㊦・一部不可・不可
4	事務局(担当課)	健康福祉部福祉推進課	傍聴者数	3名
5	非公開の理由 (非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	(この欄は斜線で消す)		
6	出席委員	小寺会長、永井副会長、相田委員、岩田委員、外村委員、谷川委員、花田委員、森川委員 (以上8名)		
7	会議の議題	(1) 会長・副会長の選出について (2) 次期障害者計画及び障害福祉計画(障害児福祉計画)策定スケジュール・アンケート調査票(案)について (3) その他		
8	配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ● 会議次第 ● (当日配布資料)次期障害者計画及び障害福祉計画(障害児福祉計画)策定スケジュール ● 資料1次期島本町障害者計画および障害福祉計画障害児福祉計画策定に係るアンケート調査票(案) 		
9	審議等の内容	別紙のとおり		

令和5年度第1回・島本町障害者施策推進協議会 要点録

(令和5年8月1日(火)開催)

開会

事務局

ただいまから、令和5年度第1回「島本町障害者施策推進協議会」を開会する。

本日の協議会は、令和4年10月の委員改選後、初めての対面での会議となるので案件1で、会長が選出されるまで、事務局において議事を進行する。

次に出席者数の報告をする。本日は、8名の委員にご出席をいただいている。

島本町障害者施策推進協議会条例第5条第2項の規定により、委員の過半数の出席があるので、本日の会議が成立していることを報告する。

(事務局の自己紹介)

(委員の自己紹介)

また、次期計画の策定業務を委託している業者に出席をお願いしているので、あわせて報告する。

次に配布資料の確認をさせていただく。

(事務局から配布資料の確認)

【案件1】 会長・副会長の選出について

事務局

案件1「会長・副会長の選出について」を議題とする。

島本町障害者施策推進協議会条例第4条の規定により、協議会には「会長・副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める」こととしている。

会長・副会長の選任について委員の皆様から意見はあるか。

「事務局一任」の声

事務局一任との声があったので、会長は平成26年度から本協議会の会長を務めていただいている小寺委員に、副会長は社会福祉協議会から選出されている永井委員にそれぞれお願いする。

「異議なし」の声

小寺委員、会長席の方にお座りいただく。

会長が選出されたので議事進行を会長に交代する。

会長

本日、3名の傍聴の申し出がある。島本町障害者施策推進協議会傍聴要領第4条に基づき、傍聴を許可することに異議はないか。

(「異議なし」の声)

会長

異議がないため、傍聴を認める。

(傍聴者入室)

会 長

傍聴者は傍聴要領を守り、傍聴するようお願いする。

【案件2】次期障害者計画及び障害福祉計画(障害児福祉計画)策定スケジュール・アンケート調査票(案)について

会 長

案件2「次期障害者計画及び障害福祉計画（障害児福祉計画）策定スケジュール・アンケート調査票（案）について」を議題とする。事務局から説明をお願いする。

事務局

（当日配布資料に基づき説明）

会 長

質問や意見はないか。

（意見なし）

会 長

続いてアンケート調査票の案について事務局から説明をお願いする。

事務局

（資料1に基づき説明）

会 長

質問や意見はないか。

委 員

まず18歳以上の方用調査票について、問8の回答の仕方がわかりにくいかと思う。障害支援区分について分からない場合は、無回答ということでよいのか。

次に問17について、外出するときの主な交通手段を聞いているが、近所のスーパーマーケットに行く場合と大阪市内や京都市内に行く場合で当然交通手段は変わってくるのではないか。そうであれば、「近所」「町外」といった括り付けが必要ではないか。

三点目は問40の成年後見制度に関する設問について、前回調査では60%の方が制度を「知らない」と回答している。利用が進んでいない要因の一つに、司法書士や弁護士にお願いした場合、多額の費用がかかること、また、制度に申請をするにも費用がかかることが考えられるかと思う。そのことから、費用面について設問の近くに記載する必要があるのではないか。

最後に、18歳未満の方用調査票の問9から、お子さんの発達上の特徴への気づきについて設問が追加されているが、発達障害のお子さんへの調査票の発送についてはどのように対象を抽出することをお考えかお聞きしたい。

事務局

一点目のご質問について、障害支援区分の認定は、特定の障害福祉サービスを利用する場合に受けていただくものであり、区分の認定を受けずに利用できるサービスもあるため、ご存じない方も多いかと思う。認定を受けてない方には基本的に「7. 認定を受けていない」を選択していただく形だが、より回答に迷いがなくなるよう、選択肢について工夫をさせていただきたい。

二点目のご質問については、ご指摘の通り行き先によって交通手段は大きく違ってくるかと思う。この設問では3つまで選択ができる仕様になっており、散歩程度の外出しかされない方、大阪市内や京都市内にいろんな交通機関を使って行かれる方など、行動範囲を含めた外出の状況を大きく把握することを目的としている。

三点目にご質問いただいた成年後見制度の設問については、その認知度と利用意向について、経年的にどう変化しているのかを把握したいという趣旨で設計している。ご指摘の通り利用意向がない方の理由については費用面が関わっていることも想定されるが、本調査ではまず制度の認知度、利用意向を把握を行いたい。

四点目のご質問について、具体的には児童発達支援や放課後等デイサービスなどを利用されている18歳未満の方の保護者に対して発送を予定している。

委員

教育委員会を通じた対象者の選定などはされているのか。

事務局

アンケート発送の対象としては町内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、また障害者手帳を所持していないが、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害福祉サービスを利用されている方にご協力をお願いしたいと考えている。実際の回答については、年齢の低いお子さんであれば保護者の方が回答されるケースが想定されるし、一定18歳に近づいてきた年齢の方で、回答に問題がなければご本人に回答いただいてもよいという形である。

委員

アンケートの発送は何件を予定されているのか。転入・転出や急な障害の発生など状況は逐次変わるがきちんと把握されているのか。

事務局

アンケートの発送は1,600件程度を見込んでいます。今回は本日8月1日にアンケート調査票についてご審議いただき、その後速やかにアンケート調査票を発送する予定であるため、8月1日時点での対象者の抽出を行い、発送させていただく予定である。

委員

調査は郵送でされるかと思うが、ちゃんと調査票が届いて、対象者が回答できる状態にあるか、フォローはされているのか。

事務局

18歳以上であってもご本人だけでは回答が難しい状態にある方もおられると承知している。健康福祉部として把握しているケースについては、対象者の住民票記載住所に発送すべきなのか、支援者に対して送付できるのかなど調整させていただき、できるだけご本人に届き、回答いただけるよう努める。

委員

前回より回収率を上げるためにも、アンケートが対象者にきちんと届くようにしていただきたい。

会長

他自治体の事例では高齢者の回収率が低く、なぜ回答が難しかったのかの理由を問う設問を追加しているところもあった。次回調査に向けてそのような設問を追加してもよいかもしれない。

事務局

前は回収率が6割であったが、一般的なアンケートより高い方かと思う。支援がないと回答が難しいという方もおられるかと思うが、そういった方はケアマネジャーやヘルパー、相談員、通所施設の職員の方などに手伝っていただき、町としても事前に関係事業所等への周知をさせていただく。また調査票の鑑文の末尾にも福祉推進課の連絡先とともに、回答に困ったときはご相談いただけるよう記載しており、従前のアンケートより実際に窓口や電話でのご相談に対応している。支援者との連携がうまくいくよう、事前に情報の共有などはしていきたいと考えている。

委員

未就学児の児童発達支援については親が付き添っていくことが多く、就職して働くことも難しい状況になるが、そういった部分へのケアが見えてこない。

また、先程成年後見制度の話が出たが、私は未成年後見を無料で行っていた。先日茨木市の市民後見人制度の講座に参加した際、島本町は市民後見人制度をしていないといわれた。島本町では今後も市民後見人制度をする気がないのか。また、横浜市では障害者後見的支援制度を実行しているが、これは地域住民が登録して継続的に同じ対象者に支援を行うものであり、互いに勝手もわかるし、また無料である。共生社会とよく耳にするが、地域の中に障害のある方も含めさまざまな人が入っていくのが共生社会であると思う。これは質問ではなく意見であり、回答は不要である。

委員

18歳以上の方用調査票の問24について、私は就労支援をしていて、働いているが長期で休んでいる方も一定数おられると感じる。働いているけれど何らかの理由で休んでいる方が選べる選択肢があってもいいのではないかと思う。

また、これについては設問を追加しなくてもよいが、福祉サービスを利用して復職に向かう取り組みがあるのに、行政によって支給決定が下りないという問題も聞く。実際休職されている方が復職に向けてどういうサービスを使っておられるのかなども把握できるとよい。

事務局

問 24 については前回との比較のため同じ選択肢で作成しているが、ご指摘の休職中の方、さらにその復職に至る過程でサービスに繋がっているのかどうかを問う設問については、事務局でどのようにするか検討させていただきたい。

委員

サービス利用の意向を聞く設問で今後3年以内の利用予定を聞いているが、島本町で3年以内にグループホームができる予定があるのか。

事務局

ここで3年以内と記載した根拠については、障害福祉計画が3年計画であり、その間のサービス見込量を算出する必要があり、そのための事前準備のための調査項目だからである。グループホームに限らず、この調査結果から各サービスのニーズを測り、それを踏まえて見込量を設定していく。

グループホームについても、現在進行中の整備計画はないが、今後3年間の整備が0ということではなく、アンケート調査結果等も含めて現状を把握し、サービス資源の整備・充実を図っていききたい。また、島本町独自で取り組んでいるグループホーム開設支援の補助金制度もあり、それとは別に国の補助が付く場合もある。それらを利用したグループホーム開設に向けた事業所への働きかけは継続して行っていききたいと考えている。

委員

アンケートとは別の話になるが、日中一時支援について意見させていただきたい。今は両親とも働いていたり、両親が親の介護をしなければならなかったりと、日中一時支援のニーズが高まっている。未就学児や就学児の放課後等デイサービスは近年数が増えてきたが、日中一時支援は稼働している事業所が少なく、稼働している事業所でも定員いっぱいでも新規に入ることが難しい状況である。報酬が少なく赤字経営になることから、人材確保が難しいという課題もある。数年前に医療的ケアに対するサービス費加算の策はとられていたが、人数的には成人の大半が重度・最重度の方が多いということで、その比較から考えても、町として、日中一時支援の方にも新しい事業所が入ってこられるように力を入れていただきたい。

事務局

グループホームの件とも関連するが、実際のサービス見込量については、調査結果も踏まえて次回以降の会議でお示ししていくことになろうかと思う。同時に町内の資源でそのニーズに対応していけるのかを検討していくことになる。ご意見については今後検討の参考にさせていただく。

委員

サービス見込量等を検討していくための調査でもあるので、一定仕方ない部分はあるかと思うが、精神障害や知的障害のある方は、福祉サービスを自分のためにどのように利用すればよいかかわからない場合もある。余暇活動に関する設問が追加されたことは大変よいことかと思うが、例えば自由記述で、どういう生活を送りたいかが表現できるような設問があってもよいかと思う。

また、前回計画で行政への参画について記載があり、アンケートの実施とパブリックコメントの

実施について書かれているが、パブリックコメントの実施について知っている当事者の方はあまりいないのではないかと。その点も踏まえて、障害のある方自身が普段どのように情報を得ているかという実態が把握できる設問があるとよいのではないかと。

事務局

ご指摘いただいた情報の入手については、大事な部分であると考えている。情報入手やコミュニケーションの手段については設問を設けているが、町ではSNS等を活用した情報発信も行っており、どこから情報を入手しているかについても大変参考となる設問かと思う。

また、どのように生活をしたいかという部分と、それにふさわしいサービスが利用できているのか、ということについては常に課題であると捉えている。サービス利用に関する設問では各サービスの説明は記載しているが、その内容とご自身が送りたい生活を照らし合わせて回答いただけるかが課題である。ご意見については参考にさせていただく。

会長

私から一点だけ、両調査票の間2の前に「性別・年齢について」とあるが、その後性別を問う設問はないため、「性別」の部分は不要ではないかと。

事務局

昨今性別に関して問う必要があるのかという議論を町の方でもしており、前回のアンケート調査票では性別の設問があったが、今回は削除することとした。ご指摘いただいた箇所はタイトルの文言が残ったままになっており、発送の際には削除させていただく。

会長

町で実施する他の調査でも性別の設問は削除されているのか。

事務局

調査内容による。性別のクロス集計をして傾向を把握する必要がある調査であれば性別の設問を設けている。今回の調査では調査票案を作成している段階で、年齢や障害の程度などは重要であるが、性別については必ずしも必要でないと判断し、設問を削除した。

委員

本日の会議内容とは別になるが、会議については基本的に公開であると思う。会議公開に関する要綱にある指針の第5項とはどういったものになるのか。

事務局

指針の第5項は個人情報に関する部分であり、個人情報保護の観点から内容によって会議を非公開とすることができるというものである。例えばケース検討などで、個人が特定されるような内容を会議で諮る必要がある場合に、会議は原則公開ではあるが、当該部分の審議中のみ一時傍聴の方に退出いただくことはある。

委員

昨年いただいたある会議結果の通知に関して、虐待事例が4件あったということで、どのような虐待なのか、重篤とはどういう状況を指すのか、お示しいただきたいと意見を出した。しかし、個人情報のためお伝えできないという回答であった。私は名前や住所を知りたい訳ではなく、どのような事例であったかをお示しいただきたいのだが、この回答についてどのようにお考えか。

委員

案件の中に人権問題や差別に関わるような内容があったのではないですか。

事務局

指針の第5項では、それを公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議目的が達成できないと認められる場合、非公開とすることができると定められている。ご指摘の虐待事例でいうと、どんな風に暴力があったのか、誰がしたのかなど、個別具体的なケースになることが多い。人口3万人の島本町内で、極力個人が特定されない一般的な言い方をしたとしても、そのケース説明の中で個人が特定され得る場合は、総合的に判断した上で、お伝えしないこともあり得るかと思う。

委員

それは拡大解釈ではないか。個人の名前や住所を求めているわけではなく、それが言葉の暴力なのか何なのか、虐待の内容を知りたかったのである。行政の基本は開示であり、回答がないと何かを隠しているのではないかと受け取ってしまう。本日の議題とはずれて申し訳ないが、よろしく願いしたい。

委員

先程お話のあったグループホームに関連して、今空き家が多くなっているが、生駒市や八王子市では空き家を活用し、市が補助金を出すなどしてグループホームを作っている。そうすると空き家のある地域の住民の中に入ることができるし、住民で見守ることもできる。グループホームについては空き家の活用も検討できないかと思う。

会長

島本町には空き家が多いのか。

事務局

空き家に関する詳細な状況資料は手元にないが、事業所によっては施設に隣接したところに通常の不動産で部屋を借りて、グループホームという枠組みではないが、精神障害の方の自立をサポートするなどの取り組みも行われている。ご意見も含め色々な情報を収集する中で、事業所とも協力して方法を検討していきたい。

委員

福祉サービスに利用してほしい、とおっしゃってくださる大家さんがいればぜひ紹介していただ

きたい。都市計画など課を跨いだ話になるかもしれないが、そういうニーズがあることはぜひ伝えていただきたい。

事務局

関連部局とも連携をとっていきたいと思う。

委員

アンケートについて、今回は18歳未満と18歳以上を分けるということだが、障害の種類別に分けた方が、より回答の負担は軽減されるし、設問のフォーカスも絞れるのではないか。

事務局

ご意見は次回以降の課題とさせていただくが、重複障害のある方もおられることが難しい点かと思う。そのため今回の調査票は3障害に共通の設計をしており、18歳未満と18歳以上の年齢で分けて作成した。ただ、圧倒的に多いのは身体障害のある高齢の方であり、ご指摘の通り特化した方が内容は絞れる部分もあるかと思うので、今後検討したい。

【案件3】 その他

会長

その他の案件として、委員から何かあるか。
特になければ、事務局から何かあるか。

事務局

(今後のスケジュールの説明)
(会議開催の連絡方法等の説明)

会長

本日の案件は全て終了した。これにて閉会とする。

<閉 会>